

災害時人工透析・難病患者等の対策マニュアル

1. 基本的な考え方

人工透析患者は、定期的・継続的に人工透析が、また難病患者等は、継続的に特定の医薬品や治療が必要なことから、災害時における「人工透析・難病患者等」の対応については、「患者に対する適切な医療の供給体制の確保を図ること」を基本に、災害発生に備えて、予防的に事前に準備しておく「事前の対応マニュアル」と、災害発生時及び発生後の対応の「災害時の対応マニュアル」及び透析施設で、難病患者等への医療の給付を行う「医療機関における災害対応マニュアルガイドライン」を次のとおり定める。

2. 事前の対応マニュアル

災害発生に備えて、あらかじめ予防的に事前に準備しておく関係者の役割、実施すべき内容等は、次のとおりである。

【関係者の役割】

(1) 県、市町村

県内、管内の人工透析患者、難病患者等の受療状況の把握に努めるとともに、災害発生時の患者団体等との連絡体制を整備する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 人工透析患者、難病患者等の受療状況を把握する。	(ア) 医療費の公費負担や各種福祉制度の利用者リスト及び訪問活動等により、患者の受療状況を把握する。
イ 患者団体等へ、的確な医療情報の提供ができるよう、情報伝達体制を整備する。	(イ) 緊急時に情報交換を行う患者団体、医療機関等、関係機関の連絡先や連絡網を整備する。

(2) 患者団体

災害時における医療機関の診療情報の収集や患者家族等への連絡体制（連絡網）等を整備する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 患者家族へ的確な医療情報の提供ができるよう、情報伝達体制を整備する。	(ア) 患者・家族等への連絡先や連絡網を整備する。

(3) 患者・家族

かかりつけ以外の、初めての医療機関でもスムーズに受診できるよう、自身の透析データや治療内容、投薬医薬品などを把握しておくとともに、災害時の連絡先（医療機関、患者団体等）を記録整備しておくものとする。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 医療機関における自身の受診データ等を把握する。	(ア) 緊急時の連絡先や自身の受診データ等を記載した「緊急医療支援手帳」（別紙）を携帯する。
イ 患者団体等と被災状況の報告や医療情報の収集などができるよう情報伝達体制を確保する。	(イ) 緊急時の連絡網（医療機関、患者団体等）を整備する。
ウ 医療機器等のバッテリーなどの予備を備えておく。	(ウ) 人工呼吸器、吸引器等のバッテリーなどの予備を蓄えておく。

3. 災害時の対応マニュアル

人工透析患者、難病患者等については、災害時においても、継続して人工透析や特定の医薬品の提供が必要である。

このため、被災状況や患者のかかりつけ医療機関の稼働状況、受け入れ可能な医療機関等を把握し、患者家族に的確な医療情報の提供を行い、医療供給体制の確保に努めることとする。

関係者の役割、実施すべき内容等は、次のとおりである。

【関係者の役割】

(1) 県災害保健医療調整本部

総合的な医療情報の収集・提供及び国、他県、県内の地域災害保健医療調整本部等関係機関と連絡調整を行い、災害時の保健医療活動の中心的な役割を果たす。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 医療機関に対する医療情報の伝達及び関係機関との連絡調整及び患者の受け入れ要請を行う。	(ア) 地域災害保健医療調整本部等と連携し、緊急時の医療情報の収集・連絡体制を整備する。 (広域災害救急医療情報システムの活用等) (イ) 国（厚労省）、他県等関係機関への支援要請及び情報交換を行う。 (ウ) 県内外の医療機関への患者の受け入れの要請を行う。

(2) 地域災害保健医療調整本部

地域内の市町村等関係機関及び県災害保健医療調整本部との連絡調整・情報交換に努め、災害地域内の市町村等関係機関へ的確な情報を提供する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 災害地域内の市町村及び医療関係機関の連絡調整や、情報収集に努める。 イ 災害地域内の市町村、患者団体等に、医療が供給できる医療機関等の情報を提供する。	(ア) 地域内の医療情報の収集体制の整備及び医療機関等との連絡体制を整備する。 (イ) 県災害保健医療調整本部及び市町村との連絡体制を整備する。 (ウ) 災害・救急医療情報システムの活用等により人工透析や難病患者等に医療が供給できる（稼働している）医療機関を把握し、市町村、患者団体等へ情報を提供する。

(3) 市町村

地域災害保健医療調整本部や医療機関との連絡調整及び患者・家族へ的確な医療情報を提供する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 地域災害保健医療調整本部医療関係機関との連絡調整や情報収集を行う。 イ 管内の患者等の被災状況や受療状況の把握に努めるとともに、必要な医療情報を提供する。	(ア) 地域災害保健医療調整本部、管内の医療機関との連絡体制の整備に努める。 (イ) 被災による受療困難な患者等の把握に努める。 (ウ) 地域災害保健医療調整本部等を通じ、人工透析や難病患者等に、医療が供給できる（稼働している）医療機関を把握し、広報啓発活動を通じ、管内の患者等へ医療情報を提供する。

(4) 災害拠点病院

県災害保健医療調整本部，地域災害保健医療調整本部，市町村，医療機関等関係機関との連絡調整及び緊急時の救急患者の受け入れ，医療の給付を行う。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 医療関係機関との連絡調整及び情報収集を行う。 イ 救急患者を受け入れ，医療を提供する。	(ア) 地域災害保健医療調整本部，医療機関等との連絡調整情報交換を行う。 (イ) 緊急時の救急患者の受け入れ体制を整備し，医療の提供に努める。

(5) 医療機関

災害時における人工透析，難病患者等への医療の提供を行う。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 緊急時における患者の安全と医療を提供する。 イ 関係機関との連絡調整や情報収集に努める。	(ア) 水，医薬品，医療スタッフ等医療供給体制の確保に努める。 (イ) 地域災害保健医療調整本部，患者団体等との連絡体制及び患者の受け入れ体制の整備に努める。

(6) 関係団体（県医師会・県病院協会）

県災害保健医療調整本部，地域災害保健医療調整本部・医療機関等と連絡調整を行い，医療機関における医療供給体制の確保を支援するとともに，難病患者等へ医療情報を提供する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 緊急時における医療関係機関との連絡調整を行い医療機関における医療供給体制の確保を支援する。 イ 難病患者等に医療情報の提供を行う。	(ア) 地域災害保健医療調整本部，医療機関等との連絡調整，情報交換を行い，医療機関における医療供給体制の確保の支援に努める。 (イ) 難病患者等への医療情報の提供に努める。

(7) 患者団体

医療機関，市町村，他県の患者団体等関係機関から緊急時における医療情報の収集を行い，患者・家族に情報提供を行う。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 緊急時における医療関係機関との連絡調整を行う。 イ 緊急時における医療情報の収集・提供を行う。	(ア) 緊急時における連絡体制（患者会員，医療機関等）の整備に努める。 (イ) 患者会員の被災情報の収集に努める。 (ウ) 患者会員への医療情報の提供に努める。

(8) 患者・家族

被災状況の報告及び患者団体、医療機関、市町村等関係機関から緊急時における医療情報の収集を行い、医療の提供を受ける。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 被災状況を市町村、患者団体等に報告する。 イ 緊急時においても、医療が提供できる医療機関等の医療情報の収集に努める。	(ア) 被災状況等を緊急時の連絡網に基づき、迅速に、市町村・患者団体・医療機関等に伝達する。 (イ) 市町村、患者団体等からの医療情報に基づき医療が供給できる（稼働している）医療機関または、災害拠点病院等で医療の提供を受ける。

4. 医療機関における災害対応マニュアルガイドライン

医療機関において、「人工透析、難病患者等」に対して、一般疾病患者とは異なる又は別の配慮が必要な対応について定める。

(1) 人工透析、難病患者等の避難

人工透析中の患者の避難については、透析の中断に伴う処置や難病患者等については移動にあたり、ストレッチャーや車椅子等の介護を要する患者がいることから、事前に避難訓練を行い、避難の知識、介護の技術等を身につけることが必要である。

(2) 医療機関におけるライフラインの確保対策

透析には1人分1回約200ℓの水が必要であるため、大量の水の確保が必要である。

また、装置や機器を稼働させるエネルギーとなる電気・ガスの確保も必要である。

ア 水の確保については、貯水槽、貯水タンクを設置する。

災害時には、パイプ等の破損で給水困難も予測されることから、地域災害保健医療調整本部・市町村への連絡・要請により、水道局の給水車等を優先配車する。

イ 電気の確保については、自家発電装置を設置する。

災害時には、地域災害保健医療調整本部・市町村への連絡・要請により、電力会社の電源車を優先配車する。

ウ ガスの確保については、災害時には、配管の破損が予測されることから、地域災害保健医療調整本部・市町村への連絡・要請により、ガス会社からプロパンガスを配給する。

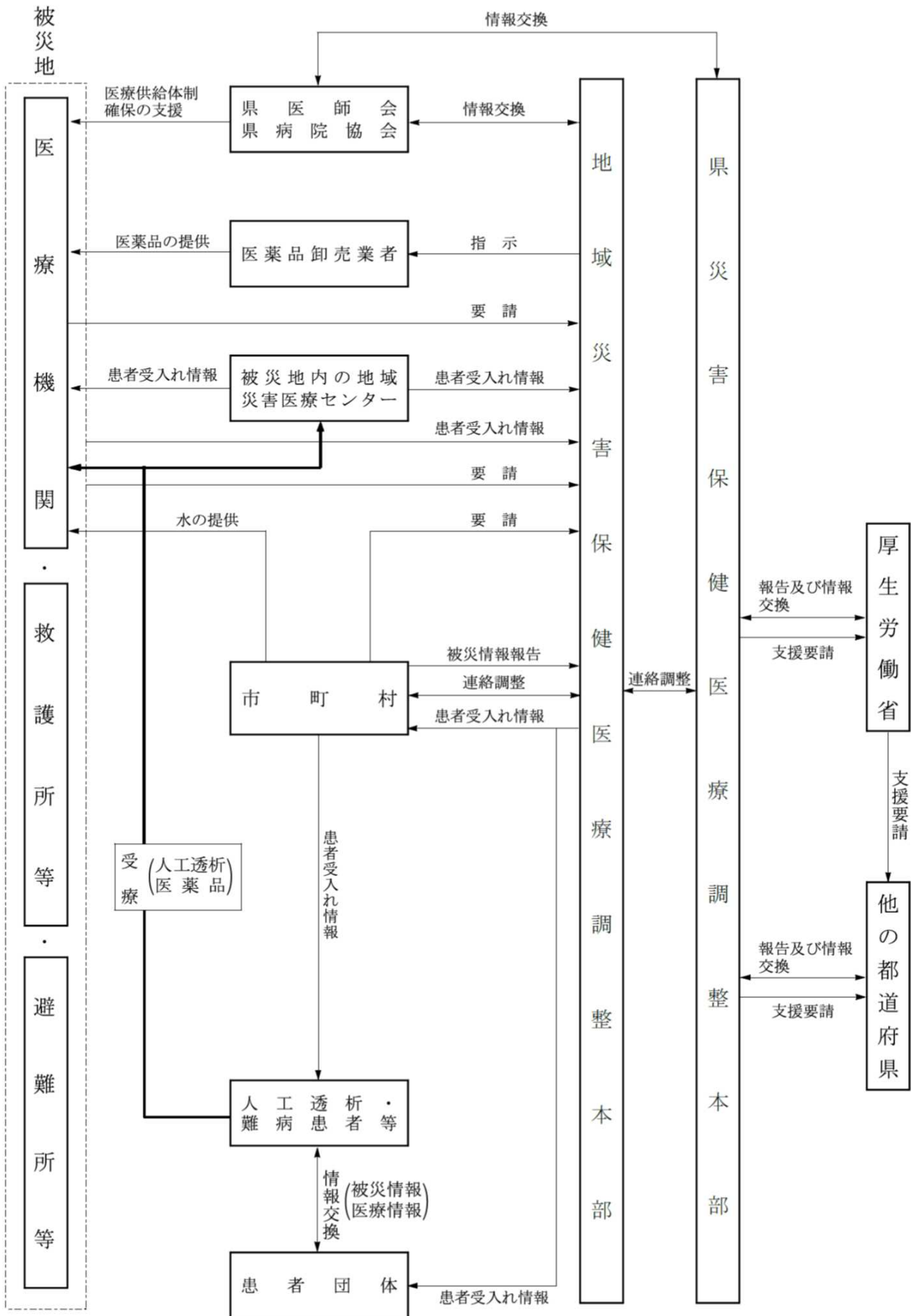
(3) 緊急時の連絡体制の整備

災害時には、地域災害保健医療調整本部・市町村・災害拠点病院等との情報交換を行い、不足する「水」、「医薬品」、「医療スタッフ」等各種の支援要請により、医療供給体制の確保に努めるが、これら連絡にあたり、通信手段の確保が必要である。

災害時には、通常の電話が利用できないことも予測されることから、パソコン通信、携帯電話、無線等の通信手段を活用する。

また、透析施設相互間の連絡体制の整備に努める。

人工透析・難病患者等への医療の確保体制体系図



緊急医療支援手帳

お願い

私は、慢性腎不全のため人工透析治療を受けている患者です。

私が倒れている場合は、最寄りの救急医療施設に運んでください。

また、緊急連絡先にご連絡をお願いします。



ももち (岡山県マスコット)

岡山県

年 月 日記入

本人の状況

フリガナ
【氏名】

【生年月日】 T・S・H 年 月 日

【性別】 男 ・ 女

【住所】

【電話番号】 () -

【緊急時連絡先】

氏名	本人との関係	連絡先 (電話等)

1

【身体障害者手帳】 () 級

【自立支援医療受給者証】

受給者番号 ()

【心身障害者医療費受給資格証】

受給資格者番号 ()

【介護保険被保険者証】

要支援 1 2

要介護 1 2 3 4 5

【健康保険証】

名称 ()

保険証記号 ()

保険証番号 ()

【その他】

医療・透析情報

かかりつけ医

病院名	医師名	連絡先 (電話等)

【原疾患名】慢性腎炎

糖尿病性腎症

その他 ()

【血液型】 (A ・ B ・ O ・ AB)

(Rh + ・ -)

【アレルギー】 (有 ・ 無)

2

3

【透析方法】血液透析・CAPD

その他 (_____)

【透析回数】 週 回

(曜日: _____)

【透析時間】 時間 分

【透析時間帯】 昼・夜・その他 (_____)

【使用ダイアライザー】

【血液流量】 (_____ ml / 分)

【抗凝固剤】 (_____)

4

【透析液】 (_____)

【体重 (ドライウエイト)] (_____ kg)

【平常時血圧] (_____ / _____ mmHg)

【シャント部位]
(_____)

【針の太さ] (_____ ゲージ)

【定期注射薬]
(インスリン、鉄剤、エリスロポエチン製剤など)

【人工血管] (有 ・ 無) _____

5

【使用薬剤名]

【禁忌薬剤名]

【合併症の有無] (B型、C型肝炎の有無)

6

【診療上の禁忌・注意事項]

【緊急時の対応方法]

【その他]

7

関係機関連絡先

機関名	担当者名	連絡先（電話等）



8

避難所等

その他特記事項

9

非常持出品リスト

- 緊急医療支援手帳
- おくすり手帳
(手帳がない場合は、くすりの情報を記載した用紙など)
- 健康保険証
- 障害者手帳
- 自立支援医療受給者証
- 心身障害者医療費受給資格証
- 介護保険被保険者証
- くすり
毎日服用が必要なくすりは3日分（できれば1週間分）

- 医療機器

10

- 身分証明書（運転免許証など）
- 食料品等
※飲料水や食料品は最低3日分、水は1人1日3リットルが目安
- 衣類等
- 貴重品
- 日用品
(軍手、懐中電灯、携帯ラジオ、ティッシュ、ライターなど)
- その他（病気特有で必要なものなど）

必要なものは、必ず1カ所にまとめて防水素材のリュック等に入れておきましょう。



11

12

13

◆災害用伝言ダイヤル「171」

地震などの災害の発生により被災地への通話がつながりにくくなった場合に開設「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行う。

◆災害用伝言板サービス（携帯電話のメール伝言板）

震度6弱以上の地震等大規模災害時に開設携帯電話のインターネット機能を利用し、災害用伝言板サービスへ安否情報を登録・確認する。

※一般に災害時、本格的救済開始やライフラインの回復に約3日かかると言われています。3日間72時間乗り越えるために、普段から必要なものを準備しておきましょう。

14

【問い合わせ先】

●岡山県保健医療部医薬安全課特定保健対策班

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

TEL 086-226-7342（直通）

●特定非営利活動法人 岡山県腎臓病協議会

TEL 086-231-1916 FAX 086-233-3593

E-mail : okazin@mx91.tiki.ne.jp

URL : <https://www.okajin.jp/>